

平成 27 年度

教育委員会の自己点検・評価
報 告 書

<平成 26 年度事業>

大和市教育委員会

— 目 次 —

○ はじめに	… … … … …	1
・ 「大和市教育目標」「社会教育の基本目標」	… … … … …	2
・ 大和市教育委員会が実施する自己点検・評価について	… … … … …	3
・ 大和市学校教育基本計画の施策体系図	… … … … …	4
・ 大和市生涯学習推進計画の施策体系図	… … … … …	4
(1) 大和市教育委員会委員の活動内容の報告	… … … … …	5
(2) 大和市学校教育基本計画にかかわる点検・評価シート	… … … … …	9
基本目標1 夢や目標に向かってたくましく生きる子どもを育てます	… … … … …	10
基本目標2 創意に満ち、活力ある学校づくりを進めます	… … … … …	30
基本目標3 家庭との連携を充実し、生きる力の基礎をはぐくみます	… … … … …	43
基本目標4 地域の力を生かした活動を充実し、生きる力をはぐくみます…	… … … … …	48
(3) 大和市生涯学習推進計画にかかわる点検・評価シート	… … … … …	53
施策目標1 学習による自己充足を図ります	… … … … …	54
施策目標2 学習により人と人をつなげ、地域に学習活動を広げます	… … … … …	68
施策目標3 学習のための環境や仕組みを整えます	… … … … …	76

○ はじめに

新しい時代に求められる教育理念が明確にされた現在の教育基本法を踏まえ、教育委員会制度を定めている「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、平成 20 年 4 月から施行されています。

その中で、教育委員会の責任の重大さが改めて明確にされるとともに、教育委員会に対して「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」が義務付けられました。

教育委員会は、学校教育や社会教育に求められる中立性と安定性の観点から、市長から独立した執行機関となっています。組織は、合議 5 名の委員、学校、図書館、公民館などの教育機関、またそれらを支えていく事務局で構成され、その全体が教育委員会です。

平成 26 年度には、本市教育委員会において不適切な組織運営がなされていたことが発覚し、その検証の中で、再発防止と信頼回復への取り組みをまとめた「教育委員会運営の見直し」を策定しました。このような問題を二度と生じさせることのないよう、定期的に内容や進捗状況を検証しながら、取り組みを前進させていく所存です。

そのことを踏まえ、この「点検・評価」を機会に、委員をはじめ、教育委員会の職員一人ひとりが、「教育行政」を担う責任の重さを再認識し、現在から未来にわたって、各々の立場と職責をもって、「大和の教育」を支え、発展させていくべきものと考えます。

平成 27 年 9 月 大和市教育委員会

○ 大和市教育委員会委員（平成 27 年 9 月現在）

委員長	青 蔭 文 雄
委員長職務代理者	鈴 木 勝 雄
委 員	石 川 創 一
委 員	篠 田 優 里
委 員（教育長）	柿 本 隆 夫

大和市教育目標

わたくしたち大和市民は、文化の香り高い、活力ある大和市づくりを目指している。そのためには、「人間尊重の精神」を基盤としなければならない。

その基盤の上に、自分をしっかりと持ち、他の人々と連帯できる創造性豊かな人間として自己を磨き伸ばしていくことが求められる。

- 心身ともに健康な人
- 自立心を持つ人
- 学び続ける意欲を持つ人
- 思いやりの心を持つ人
- 自然を大切にする人
- 愛情と信頼に結ばれた家庭づくりをする人
- 近隣の人たちと共に生きる人
- 豊かな文化をはぐくむ人
- 国際社会の一員として行動できる人

平成元年 4 月 1 日制定

社会教育の基本目標

社会構造の成熟化により、人々の学習への関心や要求は多様化し、内容も高度・専門化している。また活動の場は、時間的にも空間的にも拡大している。

こうした背景から生まれた生涯学習社会において、社会教育は大変重要な役割を占め、その期待はますます大きくなってきている。

そこで、家庭・学校・地域社会の総合的な協力・連携を図り、学習機会の拡充・学習活動への支援など、社会教育活動の推進を積極的に展開する必要がある。

そのためには「大和市教育目標」を基盤に、

- (1) 健康で明るく、愛情に満ちた家庭を築く
- (2) 豊かな心を持ち、ゆとりある地域づくりに参加する
- (3) 平和を愛し、国際的な視野を身につける
- (4) 自然とふれあい、うるおいある文化を育む
- (5) 楽しく学び、人生に生きがいを持つ

など、主体的に行動できる人間形成をめざすことを目標とする。

平成 4 年 4 月 1 4 日制定

○ 大和市教育委員会が実施する自己点検・評価について

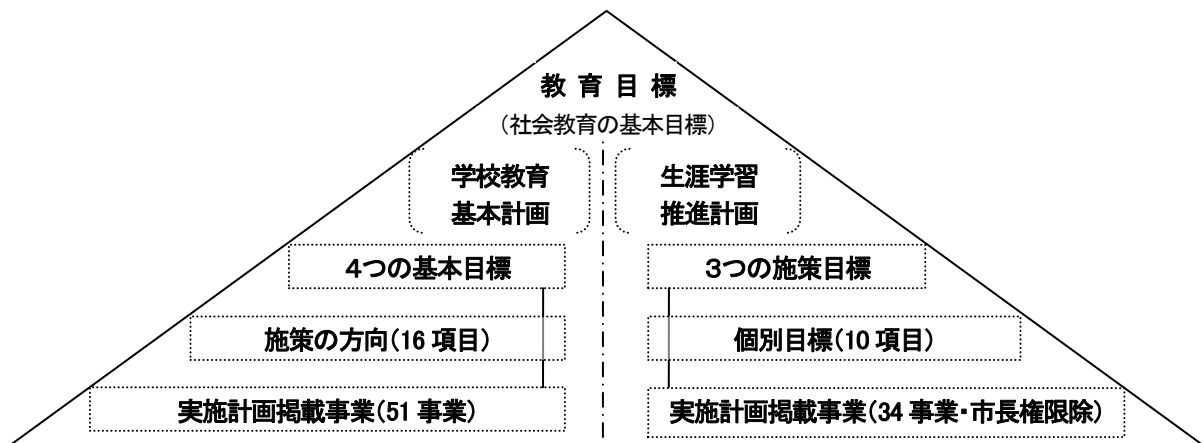
(1) 基本的な考え方

「大和市教育委員会の自己点検・評価」は、「大和市教育目標」及び「社会教育の基本目標」に沿って具体的な教育行政が執行されているかどうかについてチェックするものです。教育委員会自らがチェックすることで、教育委員会の本来の機能の強化と活性化、教育委員会の事業の充実に資するものであると考えています。

(2) 点検・評価の方法

教育委員会の事業は、「大和市学校教育基本計画」と「大和市生涯学習推進計画」の二つの計画に基づき実施しています。「大和市学校教育基本計画」は「4つの基本目標」、「大和市生涯学習推進計画」は「3つの施策目標」と、各計画に定めたそれぞれの施策に向けての達成度、課題等を検証することにより、大和市教育委員会の点検・評価としています。

◆ 大和市教育委員会の点検・評価に至る体系図



各計画では、成果を計る目安となる指標を設け、計画の進行管理を行うこととしていることから、これらの指標の目標数値に対する、平成26年度の実績値を踏まえ評価を行います。なお、児童や生徒の育ちなど、数値化した指標で評価することは適さない面もあることから、評価にあたっては成果指標だけでなく、その他の状況説明を加え、総合的に行います。

◆ 学識経験者の知見の活用について

教育委員会自らが行う「点検・評価」であるということから、点検・評価の客観性をより一層確保するため、点検・評価結果内容について、外部の学識経験者と教育委員会委員との意見交換の場（平成27年7月27日：教育委員会協議会）を設けました。その後、教育委員会会議の審議に付し、決定する方法を採りました。

◆ 学識経験者

横浜国立大学教育人間科学部 教授 加藤 圭司 氏
八洲学園大学生涯学習科 教授 浅井 経子 氏

◎大和市学校教育基本計画の施策体系

基本目標	施策の方向	頁
1. 夢や目標に向かってたくましく生きる子どもを育てます	(1) 個々のよさや可能性を伸ばす教育を進めます	10
	(2) “確かな学力”を身につける教育を進めます	14
	(3) 体験活動を充実します	18
	(4) 教育活動全体で道徳教育・人権教育の推進を図ります	20
	(5) 豊かな感性や情緒をはぐくむ読書活動などの充実を図ります	21
	(6) 健康・安全教育を充実します	23
	2. 創意に満ち、活力ある学校づくりを進めます	30
(7) 創意ある教育課程の編成に向けて支援します	(7) 創意ある教育課程の編成に向けて支援します	30
	(8) 活力ある、開かれた学校運営が進められるよう支援します	31
	(9) 「安全と安心」に守られた学校の環境づくりを進めます	32
	(10) 子どもが落ち着いて学べる学習環境を整備します	34
	(11) 教職員の教育研究の推進と研修の充実を図ります	36
	(12) 教員が子どもに向き合える環境づくりに努めます	38
	3. 家庭との連携を充実し、生きる力の基礎をはぐくみます	43
(13) 学校と保護者との連携を深めます	(13) 学校と保護者との連携を深めます	43
	(14) 保護者の子ども理解を深める取り組みを推進します	44
4. 地域の力を生かした活動を充実し、生きる力をはぐくみます	48	
(15) 地域社会と協働した学校教育を推進します	(15) 地域社会と協働した学校教育を推進します	48
	(16) 地域全体で子どもをはぐくむ環境づくりを進めます	50

◎大和市生涯学習推進計画の施策体系

施策目標	個別目標	頁
1. 学習による自己充足を図ります	① 生涯各期に合わせた学習機会の提供	54
	② 市民のニーズや現代的課題に合わせた学習機会の提供	58
	③ スポーツや健康に関する学習機会の提供	59
	④ 芸術・文化・歴史に関する学習機会の提供	60
2. 学習により人と人をつなげ、地域に学習活動を広げます	① 情報提供や学習相談による支援	68
	② 人材や団体の育成と活用に関する支援	70
	③ 学習による市民相互の交流への支援	71
3. 学習のための環境や仕組みを整えます	① 施設の整備と充実	76
	② 支援・推進体制の充実	77
	③ 関係機関との連携推進	78

(1) 大和市教育委員会委員の活動内容の報告

教育委員会委員は非常勤特別職として任命を受け、教育委員会の会議で議論を交わし、また学校訪問により現場の把握に努める、といった活動を行っています。

教育委員会委員	委員長	青 蔭 文 雄
(平成 26 年度末現在)	委員長職務代理者	鈴 木 勝 雄
	委 員	石 川 創 一
	委 員	篠 田 優 里
	委 員 (教育長)	柿 本 隆 夫

1. 教育委員会の会議

教育委員会の会議は、月 1 回（原則第 4 木曜日）開催する「定例会」、急施により議論する必要がある場合などに開催する「臨時会」、そして重要な案件などを検討する場合などに開催する「協議会」があります。

議案として決定する内容は、大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条で定められており、具体的には「教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。」「教科用図書採択に関すること。」「委員会規則の制定又は改廃を行うこと。」など 17 項目にわたって規定されています。

○ 定例会及び臨時会の開催数 …… 20回 （傍聴者数合計：81名）

・ 議案、報告の件数 …… 議案58件、報告5件

委員会規則等の制定又は改廃を行うこと。	23件
校長及び教頭並びに事務局等職員の任免等に関すること。	10件
教科用図書の採択に関すること。	3件
附属機関に対する諮問及び附属機関の答申又は建議に関すること。	3件
訴願、訴訟、請願及び陳情に関すること。	1件
その他	23件

★ 平成 26 年度は、小学校教科書の採択替えがあり、大和市の児童にふさわしいと考えられる教科書を幅広く検討し、適正に採択しました。また、学校規模の適正化を目的とした、学校通学区域規則の一部改正について審議しました。

さらに、教育委員会事務局において行われていた不適切な組織運営について調査し、関係職員の処分を審議するとともに、検証を重ね、再発防止と信頼回復への決意を込めた「教育委員会運営の見直し」を決定しました。

○ 協議会の開催数 . . . 24回

【議 題（主なもの）】

- ・大和市いじめ問題対策調査会規則の制定について
- ・大和市学力向上プラン（案）について
- ・教育委員会制度改革への対応について
- ・生涯学習推進計画後期計画について
- ・学校教育基本計画第4期実施計画について
- ・大和市いじめ防止基本方針について
- ・教育委員会運営の見直しについて
- ・全国学力・学習状況調査について
- ・三学期制検討プロジェクト委員会における検討状況について
- ・教育委員会の自己点検・評価について
- ・平成27年度使用小学校教科用図書採択について
- ・大和市立学校通学区域規則の一部改正について

2. 教育委員会委員による学校等訪問

学校訪問は、授業や課外活動、学校施設の様子などを見学するほか、委員の決めたテーマに沿って、学校の現場の状況や取り組みについて論議するものです。

◆ 平成26年度 学校訪問のテーマ 【小・中学校共通】

- ・いじめ、不登校問題解消に向けた具体的な取り組み
- ・学力向上に向けた具体的な取り組みと地域や家庭との連携について

○ 6月（一部7月）訪問 小学校5校、中学校5校

○ 11月訪問 小学校5校、中学校4校

○ 2月訪問 小学校9校

★ 今年度は、学校教育基本計画の重点施策である「いじめ・不登校問題の解消」に加え、新たに「学力向上」をテーマに据え、各学校が課題に対して対策を講じながら取り組みを進めている状況とその成果について確認するとともに、協議を行いました。

また、「教育委員会運営の見直し」の中で、学校訪問についても見直しを行いました。新たな取り組みとして学校が設定したテーマについても協議するとともに、教育委員会に支援を求めたい内容など学校のニーズを聴取し、課題認識を共有する機会としました。

3. その他

教育委員会委員として、以下の行事等に参加または出席しました。

(参加した主な行事)

- 教育委員会表彰式
- 成人式
- 各校での卒業式等式典
- 教育委員会主催のフォーラム
- 学校研究発表会
- 各校での運動会等行事
- 教育委員会委員研修会

4. 「教育委員会運営の見直し」について

平成26年10月に策定した「教育委員会運営の見直し」では、不適切な組織運営の検証を受けた、再発防止と信頼回復への取り組みをまとめました。この中で、3つの見直しの方針を掲げ、具体的な手法を示しています。

○見直しの方針1

教育委員のチェック機能を強化します

～会議の充実と委員による調査・提言の活性化～

○見直しの方針2

開かれた教育委員会運営を推進します

～現場の状況や市民の声を的確に把握できる態勢へ～

○見直しの方針3

青少年相談室が相談機関としての本来の機能を回復し、向上させます

～職員の専門性を生かし、関係機関と協同した相談活動の推進～

この方針に基づき、教育委員会会議への付議事項として要綱・訓令の制定・改廃に関することを加えたほか、市民や職員が教育委員に直接意見等を伝える制度として、「教育委員への手紙」を創設しました。また、青少年相談室における組織体制を見直し、相談活動の質的な向上を図っています。

教育委員会では、以上の3つの見直しの方針による取り組みを進めるとともに、定期的に検証を行い、必要に応じて見直していきます。

※「教育委員会運営の見直し」の内容は、教育委員会のホームページで公表しています。